4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｄ００６－４に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者１人につき月１回に限り、所定点数に500点を加算する。

5　区分番号Ｄ００５の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、所定点数に240点を加算する。

Ｄ０２７　基本的検体検査判断料　604点

注１　特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定できるものとする。

2　区分番号Ｄ０２６に掲げる検体検査判断料の注３本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者１人につき月１回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第２節　削除

第３節　生体検査料

通則

1　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注１に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　深部体温計による深部体温測定
チ　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
リ　脳波検査の注２に掲げるもの
ヌ　脳波検査判断料
ル　神経・筋検査判断料
ヲ　ラジオアイソトープ検査判断料
ワ　内視鏡検査の通則第３号に掲げるもの
カ　超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
ヨ　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

2　３歳以上６歳未満の幼児に対して区分番号Ｄ２００からＤ２４２までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注１に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　深部体温計による深部体温測定
チ　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
リ　脳波検査の注２に掲げるもの
ヌ　脳波検査判断料
ル　神経・筋検査判断料

区分

（呼吸循環機能検査等）

通則

1　区分番号Ｄ２００からＤ２０４までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号Ｄ２０５に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号Ｄ２０６からＤ２１４－２までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

2　使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

Ｄ２００　スパイログラフィー等検査
1　肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。）　90点
2　フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。）　100点
3　機能的残気量測定　140点
4　呼気ガス分析　100点
5　左右別肺機能検査　1,010点

Ｄ２０１　換気力学的検査
1　呼吸抵抗測定
イ　広域周波オシレーション法を用いた場合　150点
ロ　その他の場合　60点
2　コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、１回呼吸法による吸気分布検査　135点

Ｄ２０２　肺内ガス分布
1　指標ガス洗い出し検査　135点
2　クロージングボリューム測定　135点

Ｄ２０３　肺胞機能検査
1　肺拡散能力検査　150点
2　死腔量測定、肺内シャント検査　135点

Ｄ２０４　基礎代謝測定　85点

Ｄ２０５　呼吸機能検査等判断料　140点
注　呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月１回に限り算定するものとする。

Ｄ２０６　心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）
1　右心カテーテル　3,600点
2　左心カテーテル　4,000点
注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、１については10,800点又は3,600点を、２については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。